電子決済等代行業者との契約内容（API 連携等）（2024/12/20）

当行は、平成 30 年 6 月に施行された「銀行法等の一部を改正する法律」とそれに係る政府令等に基づき、電子決済等代行業者との連携における契約内容の一部を公表いたします。

1. 契約内容

（1） 電子決済等代行業の業務に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当行と電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

① 電子決済等代行業者は、API 連携等により提供される電子決済等代行業者のサービス（以下「本サービス」という。）に関して、利用者に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、利用者に生じた損害を賠償又は補償するものとします。

② 電子決済等代行業者と当行における当該損害に係る負担については、双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して誠実に協議を行います。

（2） 電子決済等代行業者が利用者情報に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当行が行うことができる措置に関する事項

① 電子決済等代行業者は、利用者情報について、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ本サービスの利用規約に従って取り扱うものとします。

② 電子決済等代行業者は、本サービスに関し、コンピュータウイルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん又はその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏洩等を防止するために必要な対策を講じるものとします。

③ 電子決済等代行業者は、当行が定める接続基準に基づき、セキュリティを維持するものとします。

④ 当行は、電子決済等代行業者による利用者情報の取扱いや安全管理措置が不十分であると合理的かつ客観的事由により判断した場合は、API 連携等を停止することがあります。

（3） 電子決済等代行業再委託者における利用者情報の取扱いにおいて、電子決済等代行業者が行う措置並びに当行が行うことができる措置に関する事項

① 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業再委託者(※)に対し、電子決済等代行業再委託者サービスのセキュリティ、利用者保護、利用者情報の適正な取扱い及び安全管理のために、電子決済等代行業再委託者との間で接続の方法及び内容に関して契約を締結し、必要に応じて報告を求め、指導又は改善を行うものとします。

② 当行は、電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者に対し、上記①記載の指導若しくは改善を適切に行っていないと客観的かつ合理的な事由により判断した場合は、API 連携等を停止することがあります。

※電子決済等代行業再委託者とは、銀行法施行規則第 34 条の 64 の 9 第 3 項に該当する事業者をいいます。

2. 当行が契約締結済みの電子決済等代行業者

（1）API を利用する電子決済等代行業者

株式会社マネーフォワード

株式会社くふう AI スタジオ

SBI ビジネス・ソリューションズ株式会社

フリー株式会社

弥生株式会社

ソリマチ株式会社

エメラダ株式会社

株式会社ミロク情報サービス

マネーツリー株式会社

株式会社 TKC

（2）API を利用しない電子決済等代行業者

みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社

株式会社オービックビジネスコンサルタント

株式会社 NTT データ

以　上